

内閣人事局の設置関連法案を予算関連とする／しない場合の比較検討

	【予算関連法案（2月国会提出）とする場合】	【予算非関連法案（3月国会提出）とする場合】
メリット	・ 21 年度中に内閣人事局を設置し、幹部等人事の一元管理導入可能。 ※21 年度から、内閣人事局において、将来的な内閣人事局の機能・役割や公務員制度改革の具体的内容を検討開始可能との意見あり。（ただし、推進本部・同事務局の役割との整理が必要。）	・ 内閣人事局の組織・業務のあり方についても来年（21 年）3 月前半の予算非関連法案提出に間に合うよう検討を行うことで可。 ※ 具体的な予算、機構・定員要求は、来年夏（21 年 8 月末）。
デメリット	・ 内閣人事局の組織・業務に関し、本年（20 年）11 月半ばまでに、21 年度における内閣人事局の予算、機構・定員に関わるような大枠を固める必要。（ただし、上記に影響しない制度の内容・運用方針等については法案提出まで検討可。）	・ 内閣人事局の設置、幹部等人事の一元管理導入は 22 年度からとなる。

※この他、国家戦略スタッフ・政務スタッフの設置時期についても検討が必要。